



入力方向

1 0 5 1

秘	統計法に基づく基幹統計			都道府県	市区町村	調査票番号
農林水産省	農 林 業 構 造 統 計					
2010年世界農林業センサス						
農山村地域調査票 (市区町村用)						
平成22年2月1日現在						
基本指標番号		:	:	:	:	:

【1】森林面積・林野面積

所有形態別に森林面積・林野面積をha単位で記入して下さい。

上段：前回値 (ha)

下段：今回値 (ha)

			森林計画による森林面積	現況森林面積	森林以外の草生地 (野草地)	林 野 面 積	
			①	②	③	④ (②+③)	
国	林 野 庁	01					
	林野庁以外 の 官 庁	02					
民 有	独 立 行 政 法 人 等	03					
	公 有	都 道 府 県	04				
		森林整備法人 (林業公社・ 造林公社)	05				
		市 区 町 村	06				
		財産区	07				
	私 有	08					
合 計		09					

【2】地域資源を活用した施設（産地直売所）

市区町村内にある産地直売所について、運営主体別に産地直売所数を記入して下さい。

		運 営 主 体				
		計	地 方 公共団体	第 3 セクター	農業協同 組 合	そ の 他
		①	②	③	④	⑤
産地直売所の数	01					

【3】市区町村別、旧市区町村別の総土地面積・林野面積

新・旧市区町村別の「総土地面積」及び「林野面積」を ha 単位で記入して下さい。

(単位: ha)

新市区町村名		総土地面積						林野面積					
	コード 番 号	前 回 値		①				前 回 値		②			
	00			● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●									

[illegible]

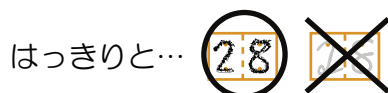
2010 年世界農林業センサス 農山村地域調査

◇ 記入にあたって守っていただきたいこと ◇

この調査票は、**機械で直接読み取ります**ので、以下のことを守ってご記入下さい。

★ 調査票は折り曲げたり、汚さないで下さい。

★ 記入は**黒色の鉛筆**または、**シャープペンシル**で、下の図のように、濃く、はっきりとした数字で、枠からはみ出さないように記入して下さい。



数字記入例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

★ 間違った場合は、消しゴムで跡が残らないよう、きれいに消して下さい。

注意事項・用語の説明

都道府県	市区町村	調査票番号
名 称 ○○県	□□市	
基本指標番号	9 9 9 9 9	1

注意

基本指標番号の調査票番号は、調査票の枚数を示していますので、**2以上の数字が印刷されている場合は記入に注意して下さい。**

両面への記入は調査票番号が「1」のみ記入し、「2」以降は裏面の「旧市区町村別の総土地面積・林野面積」のみを記入して下さい。

国	林野庁	森林計画による森林面積	現況森林面積
有	林野庁以外の官庁	123,987	124,000
	02		149

注意

調査票項目内の 02 には、「2005 年農林業センサス農山村地域調査」の調査結果があらかじめ印刷されていますので、参考として下さい。

調査票中の用語説明及び、定義について

【1】森林面積・林野面積

森林計画による森林面積	国有林の地域別の森林計画及び、全国森林計画に即して、都道府県知事が立てる直近設立年の地域森林計画を合わせた森林面積を記入して下さい。
現況森林面積	調査日現在の森林面積で、森林計画樹立時の森林面積（森林計画による森林面積）から現時点までの森林移動を加減した面積に加え、更に、森林計画以外の森林面積を加えた面積です。
林野庁以外の官庁	林野庁以外の国の機関が所管している面積です。例えば、財務省や防衛省等です。
独立行政法人等	特殊法人、独立行政法人及び国立大学法人が所管する面積です。
都道府県	都道府県が所管する面積です。水道局などの企業局が所管するものや、都道府県立学校林などが含まれます。
市区町村	市区町村が所管する面積です。なお、市区町村組合の所管するものや、市区町村が造林主体の分収林も含まれます。
財産区	地方自治法に規定する財産区の面積です。なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は「私有」とします。

【2】地域資源を活用した施設（産地直売所）

産地直売所	生産者が自ら生産した農産物や農産物加工品を生産者または生産者グループが、 定期的に不特定の消費者に直接対面販売するために開設した場所又は施設とします。 また、市区町村、農業協同組合等が開設した施設、道の駅に併設された施設を利用するもの、果実等の季節性が高い農産物を販売するため、限定して開設されたものも含まれます。 ただし、 無人販売所、移動販売及びインターネットによる販売は除きます。
運営主体	該当する運営主体別に産地直売所の数を記入して下さい。 運営主体が複数存在する場合は、産地直売所の運営に関する決定権を持つ組織、機関のみに産地直売所数を計上して下さい。

裏面調査票にも「回答下さい」

調査票中の用語説明及び、定義について

【3】市区町村別・旧市区町村別の総土地面積・林野面積

新市区町村
旧市区町村

新市区町村は、平成22年2月1日現在の市区町村で、旧市区町村は、昭和25年2月1日現在の市区町村です。

図1

新市区町村名		総土地面積	
市区町村名	コード番号	前回値	①
① ○○○市	0・0	49,624	
旧市区町村名		③	
市区町村名	コード番号	前回値	③
② ☆☆☆市	0・1	1,468	
□□□市	0・2	1,220	

基本指標番号の調査票番号が「1」の調査票（1枚目の調査票）には図1のように、あらかじめ①「新市区町村名」②「旧市区町村名」③「前回値」（総土地面積・林野面積）が印刷されています。

図2

新市区町村名		総土地面積	
市区町村名	コード番号	前回値	①
① ○○○市	0・0		
旧市区町村名		③	
市区町村名	コード番号	前回値	③
② ◇◇◇町	2・9	468	
▼▼▼村	3・0	2,220	

基本指標番号の調査票番号が「2」以降の調査票（2枚目以降の調査票）には図2のように、あらかじめ①「新市区町村名」②「旧市区町村名」③「前回値」（旧市区町村の総土地面積・林野面積のみ）が印刷されています。

総土地面積
林野面積

総土地面積は、新市区町村又は、旧市区町村のすべての面積です。

林野面積は、新市区町村又は、旧市区町村の範囲にあるすべての林野面積です。

調査結果の利活用

農林業センサス結果は主に次のようなところで利用されています。

○ 農林行政の基本施策の策定等に活用

「食料・農業・農村基本計画」及び「森林・林業基本計画」の策定に必要な基礎資料として活用されるとともに、農林業を振興する各種対策のためのデータとして使用されています。

○ 地方交付税の算定

国が、都道府県や市区町村の農業行政費及び林業行政費として交付する地方交付税の算定基礎として使用されています。

○ 年次報告書の作成

政府が国会に提出する「食料・農業・農村の動向に関する年次報告書」及び「森林及び林業の動向に関する報告書」において活用されています。

問い合わせ先

担当者

切り離して右側の調査票のみを提出して下さい
ご協力ありがとうございました